

波太伎神社

祭神 波太伎神

今按總國風土記に祭神仁德天皇と云れど疑しければとら

祭日 三月九月並十八日

社格 村社(郷社)

所在 三重縣大九區土橋村(阿山郡府中村大字土橋)

須智荒木神社

祭神 葛木襲津彦神

武内宿禰

今按著聞集第一に伊賀荒木の白鬚明神の相殿の神にてま
します葛城襲津彦は武内の御子にていみしき武士にて有
けるを此相殿に定められ後三條院御位まします時鹿
の皮にて拵たる皮袴をまた夢中に此神授け給ひしに御
狩の時に鷹部のものを召してきせしめられければ其わざ
よかりしより其こしらへの如く荒木の里人にこしらへさ
せられ終にみつきなり也夫より伊賀のはかまとて今に御
狩には用ひらるゝ、也是も御かどの御くらゐのふかきゆゑ
とぞ又總國風土記有神號須智明神所祭猿田彦武内宿禰葛
城襲津彦也とあるに據らば襲津彦命は相殿にて主神の白
鬚神は武内宿禰なるべし猿田彦神は由縁なければ也今は

伊賀名所記に荒木里白鬚大明神と葛木襲津彦武内宿禰と
の由直指抄に侍るとあるによれり

祭日 三月九月並七日

社格 村社

所在 三重縣大九區荒木村(阿山郡中瀬村大字荒木)

敢國神社

祭神 敢國津神

今按一宮祀祭神金山姫命總國風土記にも一宮山云々有神
號敢國大明神所祭金山比咩命とあれど信がたし又一本
風土記に玉搔山此山有神奉申敢國所祀少彦名命也とある
は大彦命を誤れるものなるべし新撰姓氏錄に阿部朝臣孝
元天皇々子大彦命之後也また阿閉臣阿部朝臣同祖また阿
閉臣大彦命男彦背主大稻與命之後也また阿閉朝臣阿倍朝
臣同祖孝元天皇々子大彦命之後也とみえ日本記孝元卷に
大彦命是阿倍臣云々阿閉臣云々伊賀臣凡七族之始祖也と
あるを以て考るに大彦命の御子孫の此國に蕃衍じて其氏
人の多かりし故に阿倍臣共阿閉臣共伊賀臣とも負しなる
べければ其祖とある大彦命を敢國神と稱へ奉れるものと
みえたり

神位 清和天皇貞觀六年十月十五日戊辰加授伊賀國正六
位上安部神從五位下九年十月五日庚午授伊賀國從五位
下敢國津神從五位上二十五年九月二十七日己丑授伊賀國

從五位上敢國津大社神正五位下

祭日 十二月初卯日

社格 國幣中社

所在 三重縣大九區一宮村(阿山郡府中村大字一之宮)

今按本社の祭神を少彦名神と云ひ又南宮明神金山比咩命
と云によりてみなの迷ふことなれ共こは伊賀名所記に
國分云人皇六十四代開融院貞元二年二月告のこと有て此
南宮明神を一宮の敢國明神と同所に遷し奉れりさる故に
南宮山も一宮山となり侍るとみえ三國地誌に本社のこと
を一宮村に坐す一宮明神と稱す是也一宮千歲兩邑の惣社
とす祭神二座少彦名命金山比咩命なり敢國は社號南宮は
地名分て云時は敢國津神は少彦名命南宮は金山比咩命也
とあるにて南宮はもと本社の祭神にあらず南宮山と云も
舊名に非ることを知るべし姑附て考に備ふ

佐佐神社

祭神 大彦命

今按延長風土記に所祭事代主 三國地誌
祭神を事代主命とあれど佐々と云に由なし明細帳に大彦
命とあり姓氏錄佐々貴山公阿倍臣同祖また大彦命之後也
又本郡の名を阿拜と云ひ敢國神あるを思ふに佐々貴山
公を省きて佐々共云べければ明細帳の説由ありて聞に故
今之に従ふ又按總國風土記所祭少彦名神とあるは佐々に

伊賀名所記に荒木里白鬚大明神と葛木襲津彦武内宿禰と
の由直指抄に侍るとあるによれり

祭日 三月九月並七日

社格 村社

所在 三重縣大九區荒木村(阿山郡中瀬村大字荒木)

敢國神社

祭神 敢國津神

今按一宮祀祭神金山姫命總國風土記にも一宮山云々有神
號敢國大明神所祭金山比咩命とあれど信がたし又一本
風土記に玉搔山此山有神奉申敢國所祀少彦名命也とある
は大彦命を誤れるものなるべし新撰姓氏錄に阿部朝臣孝
元天皇々子大彦命之後也また阿閉臣阿部朝臣同祖また阿
閉臣大彦命男彦背主大稻與命之後也また阿閉朝臣阿倍朝
臣同祖孝元天皇々子大彦命之後也とみえ日本記孝元卷に
大彦命是阿倍臣云々阿閉臣云々伊賀臣凡七族之始祖也と
あるを以て考るに大彦命の御子孫の此國に蕃衍じて其氏
人の多かりし故に阿倍臣共阿閉臣共伊賀臣とも負しなる
べければ其祖とある大彦命を敢國神と稱へ奉れるものと
みえたり

神位 清和天皇貞觀六年十月十五日戊辰加授伊賀國正六
位上安部神從五位下九年十月五日庚午授伊賀國從五位
下敢國津神從五位上二十五年九月二十七日己丑授伊賀國

神位 清和天皇貞觀十五年九月二十七日己丑授伊賀國從
五位下佐々神從五位上

祭日 十一月二日

社格 村社

所在 三重縣大九區音羽村(阿山郡丸柱村大字音羽)

今按伊賀國誌に往昔は近江國堺佐々嶽に宮構ありしが野
火に焼たるを以て當村の住人松尾氏文錄年中に今地に遷
すと云り

穴石神社

祭神

今按總國風土記穴師山云々有神號穴師大明神所祭木花開
耶姫也とあれど穴石は即穴師に同じく穴師神は穴師坐兵
主神社同神にて素盞鳴尊を祭れるなるべし

神位 清和天皇貞觀元年正月二十七日甲申奉授伊賀國無
位穴石神從五位下

祭日 一月六日十一月九日

社格 村社

所在 三重縣第九大區四小區石川村(阿山郡河合
村大字石川)

今按本社石川村上栢植村二所にあり石川村は社地の後に